

第7回農地総会議事録

開催日時	平成30年2月5日(月) 午後3時30分から
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	西野 幸一・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・廣井 千里 中島 義幸・大野 哲・久保田彦昭・山崎 茂盛・竹内 義昭・中島 正根 中山 忠明・山本 和正・松田 環・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 矢野 強 以上19名
欠席委員	以上0名
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎事務局次長・榮枝管理主幹・竹内主任・榮枝主任・長澤主任 以上6名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第4号議案 農用地利用集積計画変更の件 第5号議案 非農地証明願の件 議案外(報告) ・ 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
備考〔添付書類〕	○第7回農地総会議案書 ○現地案内図 ○平成29年度 今後のスケジュール(案) ○農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づく農用地配分計画の認可について ○農地法第5条許可申請説明資料

<p>開 会 議 長</p>	<p>(高橋正継が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただ今より第7回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。今回は全員出席でございます。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第20条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、大野哲委員、中島正根委員の2名にお願いいたします。</p>
<p>議 事 議 長 竹内主任</p>	<p>ただいまから議案の審議を行います。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 農地法第3条による、耕作のための農地の権利移転等につきましては、今月は7件の申請が出されております。議案書は2ページをご覧ください。 2ページから4ページにまたがります案件1は、五台山、市街化調整区域、田、442㎡、外20筆、合計6,147㎡を、申請地近隣を耕作していることによる耕作便利のため所有権を移転するという申請でしたが、高知県農業公社の事業を使った売買に切り替えたいということで、備考にも記載しておりますとおり、1月24日に申請取下願が提出され、同日付けで取下げを受理いたしました。 次に、案件2は、仁井田、市街化調整区域、畑、487㎡、外1筆、合計1,279㎡を、申請地の隣地を耕作している譲受人の耕作便利のため所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借入している農地を全て耕作しており、今回の申請地ではエンドウを栽培する予定であるとのことです。 農機具については、耕耘機ほか2台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。</p>

周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を計画しているため、特に影響がないと考えるとのことです。

議案書は4ページから5ページにかけてをお開きください。

案件3は、大津乙、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、410㎡、外1筆、合計742㎡を、譲受人の農地が近くにあるという耕作便利のため、売買で所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在、所有及び借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に、両親と弟も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

申請地は地域の防除基準に従い営農するため、特に周囲への影響はないと考えるとのことです。

案件4は、春野町弘岡上、市街化調整区域、畑、386㎡、外1筆、合計452㎡を、譲渡人からの申し出による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では花きを栽培する予定であるとのことです。

農機具についてはトラクター等9台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は本人と妻及び両親、息子も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

議案書5ページから6ページにまたがり案件5は、春野町弘岡中、市街化調整区域、田、370㎡、外5筆、合計1,804㎡を、譲受人の家が近所にあることから、耕作便利のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、農用自動車1台を所有しているほか、トラクター等5台の大農機具をリースで使用しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人の耕作面積は3,338㎡で、3条許可の下限面積要件である4反を満たしておりませんが、今回の3条の許可申請が認められますと、経営面積は合計で5,142㎡となり、下限面積を超えることとなります。

続きまして案件6は、下限面積の要件に関連しまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件の案件11、及び議案外報告の③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の案件5と関連案件となっております。

まず議案外報告の合意解約通知から説明をさせていただきます。

議案書は36ページから37ページにかけてをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、案件5は、春野町弘岡下、田、1,051㎡の土地につきまして、これまで農地法による賃貸借がなされていたところ、改めて使用貸借で利用権を設定するため、合意解約するものです。平成29年12月22日付けで合意解約通知が提出され、同日付けで受理しております。

次に、議案書は14ページをお開きください。

第3号議案の案件11は、春野町弘岡下、田、1,051㎡、外7筆、合計4,298㎡を、平成30年3月1日から平成35年2月28日までの5年間貸すという、使用貸借権の新規設定で、8筆のうち1筆が、先ほどの解約で出てきた土地です。

なお、本件は利用権設定の申請ですが、3条許可の下限面積要件と関連しておりますので、現地案内図がございます。現地案内図はNo.6をご覧ください。緑色で塗っております所が申請地です。

また、本案件の借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書が提出されております。

耕作計画書によりますと、借人は以前から口約束で今回の申請地を借り受けて水稻を栽培しておりましたが、今後はその農地について利用権設定し、引続き耕作を行うとともに、新たに農地を取得し、経営を拡大していく予定であるとのことです。

また、当該申請地は未相続ですが相続権者の2分の1を超える同意があることを事務局で確認しております。

それでは第1号議案、案件6の説明に戻ります。議案書は6ページにお戻りください。

案件6は春野町弘岡下、市街化調整区域、田、324㎡、外1筆、合計689㎡を、譲受人の申し出による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図は先ほどと同じNo.6をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地で

す。

申請書の別添によりますと、譲受人は借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人は経営農地がなく、下限面積要件を満たしておりませんが、先ほど関連案件として説明しました利用権が公告され、効力が発生しますと、経営面積は4,298㎡となり、下限面積要件を満たすこととなります。

このことから、当該農地法第3条の許可日につきましては、利用権が公告され効力が発生する3月1日以降の日付となります。

続きまして、案件7は春野町芳原、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、510㎡を、隣接地を所有及び耕作している譲受人の耕作便利のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有及び借り入れしている農地を全て耕作しており、今回の申請地では植木の苗及び野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻が農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましても、取得する農地の周囲も苗木や野菜の栽培をしており、これまでどおり苗木や野菜を栽培するため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、案件1と案件6を除く、全ての案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

案件6につきましては、本日、申請内容が妥当なものと認められ、また3月1日に利用権が公告されますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。

案件1は申請が取下げとなっております。

なお、現地については担当地区の推進委員に確認をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

議 長

	<p>案件が第2, 第3, 第4事前審査会です。</p> <p>まず, 第2事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>案件1につきましては, 取下げがされておりますので審議しませんでした。案件2については, 担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ, 審議した結果, 許可相当と認めました。</p>
議長	<p>次に, 第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>案件3については, 担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果, 許可相当と認めました。</p>
議長	<p>最後に, 第四事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>報告します。案件4から案件7については, 担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果, 許可相当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>それでは, 審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
西本委員	<p>ちょっとお聞きしますが, 案件1は, 申請はしていたが, まだ許可にならないいうちに取り下げたということですか</p>
竹内主任	<p>その通りでございます。</p>
西本委員	<p>3条だから, 譲渡人と譲受人が相対で, 個人間で売買の話を決めて申請してきていたわけですね。</p>
竹内主任	<p>そうです。譲渡人と譲受人の間で話がまとまったので申請が上がってきたと。ところが, よく調べてみると, 高知県農業公社の事業を使って売買することができそうであるので, そちらの方に切り替えたいということで取り下げとなったものです。</p>
西本委員	<p>そういう場合は構わないものですか。事前に一旦決まっていたものを, 制度を乗り換えるというようなことになるが。</p>
竹内主任	<p>農業公社の事業で売買する場合については大丈夫です。農業公社の事業での売買については, また何カ月かしたら出てくるかと思いますが, 農用地区域内の農地を認定農業者になっている方が買う場合に限って, 「農地売買等事業」という事業の対象となります。これは, 所有者の方から公社が, 一旦, 土地を買い受けまして, さらにそれをもう一度, 公社から認定農業者の方が買うという事業になります。この事業の場合, 農地を担い手農家に集積することにご協力いただいていることになるので, 譲渡所得税の控除が800万円まで受けられるということになります。いわゆるあっせんと違いますのは, 売買の相手方が決まっている場合にこの事業が使えるという点でして, 今回の場合は譲受人が認定農業者で, 土地も農用地区域内であるので, この事業の対象となるということで, 取り下げをしたいということです。</p>

西本委員	農業委員会のおっせんでは相手方が決まっていたらダメという風に聞いておりましたのでお聞きしましたが、それでは、この場合は公社の事業でやれば相手が決まっても構わないし、節税にもなるので乗り換えるということですね。
竹内主任	そういうことです。
西本委員	わかりました。
議長	他にご意見ご質問はありますか。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がなければ審議を終わります。 案件1につきましては、取り下げがされております。 案件2から案件7につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件2から案件7につきましては、許可することに決定いたします。 第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
竹内主任	今月は全体で2件の申請が出ております。議案書は8ページをお開きください。 案件1は、長浜蒔絵台二丁目、登記地目、宅地、現況、畑、198.41㎡を自己住宅に転用するため、所有権を移転して転用するという申請となっています。 現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。 農地の種別につきましては、申請地は市街化が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。 事業計画書によりますと、譲受人は現在、徳島市に在住しておりますが、申請地の近隣に譲受人の実家及び譲受人の配偶者の実家があり、今後、親の介護等の必要が出てくることを想定して、当該申請地に住宅を建築することにしたとのことです。 申請地は、整地のみを行い、軽量鉄骨2階建住宅1棟及び駐車場2台分、物干場を含む庭等に転用する計画となっております。進入は南側の市道から進入するとのことです。 被害防除計画としましては、生活排水については南側道路に敷設されている既設排水管を通じて下水道に排水。また、雨水については南側道路側溝に排水する計画となっております。 なお申請地に隣接する土地に農地はなく、転用に際して周辺農地への影響がないことを確認しております。 添付書類としましては、資金証明等、必要な添付書類については添付されています。

また、土木委員の意見につきましては、確認の必要はないとのことで、担当区域の推進委員に確認しております。

他法令につきましては、農振法関係では、農用地区域外の土地となっています。

次に案件2は、春野町東諸木、登記地目、田、現況、畑、1,058㎡のうち463.45㎡を、農家用住宅として自己住宅に転用するため、使用貸借権を設定して転用するという内容の申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクで塗った所が申請地です。

農地の種別につきましては10ha以上の広がりのある農地のため、第1種農地と判断しておりますが、集落に接続して農家用住宅を建築するという内容の申請であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。

事業計画書によりますと譲受人は現在、自営業兼農業を営む両親と同居しており、譲受人も会社に勤めながら兼業農家として農業に従事しております。

これまで譲受人は、両親と同居しておりましたが、近々結婚を予定しており、現在の家での同居は手狭になると思われること、また両親と同居している家も古くなっており、将来的には両親も同居することも視野に入れ、父の所有する土地に農家用住宅を建築することにしたとのことです。

申請地は、元の高さより、40cmかさ上げして、北側の市道及び西側の県道の高さに合わせ、鉄骨造2階建の住宅1棟及び駐車場2台分に転用する計画となっております。

進入は西側の県道より行うとのことです。

被害防除計画として排水については、生活排水は農業集落排水施設へ排水、雨水については、敷地内の集水桝に落としたのち、市道をまたいだ北側の道路側溝に排水する計画となっています。

また、申請地の北側及び西側には、市道及び県道を挟んで農地がありますが、北側の市道は4.5m、西側の県道は10mの幅があり、住宅が建った場合でも、農地の日照に関して特に影響はないとのことです。

添付書類として道路を挟んで隣接する北側農地所有者からの同意書が添付されております。

また、転用許可前に申請地をかさ上げしてしまったということで、始末書が添付されております。

なお、資金証明につきましては、銀行に融資申し込みをしているとのことで、申込書については添付されていますが、銀行からの融資証明がまだ下りていないということで、書類が不十分な状態となっております。その他の必要な添付書類については添付されています。

	<p>また、改良区から転用計画については問題ないとの意見書をいただいております。土木委員さんの意見については問題なしとの意見を事務局で確認済みです。</p> <p>他法令について、農振法関係では、平成29年8月2日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>また、排水については、耕地課からの排水同意を現在手続き中です。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第2、第4事前審査会です。</p>
山崎委員	<p>まず、第2事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ、審議した結果、許可相当と認めました。以上です。</p>
議長 川澤委員	<p>次に、第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>報告します。案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、農地総会までに資金証明書が提出された場合には、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。案件1、案件2の審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
西本委員	<p>案件2は分筆をしていますか。現地案内図では筆界がわからないのでお聞きします。また、現地案内図に建物のような四角が2つありますが、これは既に建物が建っているかどうか。もし建っている場合には、転用許可はとられておりますか。</p>
竹内主任	<p>南側の青く塗ってあります四角でしょうか。こちらは農業用倉庫でありまして、転用許可の必要がない建築物となっております。</p>
西本委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長 川澤委員	<p>他にありませんか。なければ審議を終わりたいと思いますが。</p> <p>ちょっと構いませんか。先ほども報告しましたとおり、事前審査会では、農地総会までに資金証明が出れば許可相当、という結論でしたが、まだ資金証明が出てないそうですので、もう少し審議をお願いしたいのですが。</p>
議長 上田委員	<p>わかりました。そのことに関連して何かご質問はありませんか。</p> <p>事務局にお聞きしますが、これはここで、資金証明が出てくれば許可相当とする、というふうにしたら、後から資金証明を受け取るということはできますか。</p>
竹内主任	<p>資金証明が後から提出された場合ということですね。それは可能です。先月か先々月くらいに、書類が不備であった場合の取扱いについてということで協議いただいたかと思います。その中で、書類が整っていないけれども、今後、不備になっている書</p>

	<p>類が出てくる見込みがあるということであれば、「原則として不許可相当であるが書類が整えば許可相当である」という意見を付して県に上げるということにしていたかと思しますので、事務局の判断としては、今回もそれに該当するものと考えております。</p>
<p>吉良局長</p>	<p>補足をいたしますと、書類不備の取り扱いの件は前回、私の方から申し上げましたが、その時は太陽光発電の許認可の書類でした。今回は資金証明ということですが、いずれにしてもその書類がないことには転用が確実でない、転用の確実性を示す書類ということですので、さきほど報告があったように今の段階で資金証明がついてないということは、お金が下りなかつたら転用ができませんので、転用ができるかどうかわからない、確実でないということです。そういう意味で、今の段階では不許可とせざるをえない。ただし、その書類が提出されて転用の確実性が見込めるなら許可相当ですよ、ということになるかと思えます。</p>
<p>議長 委員 議長</p>	<p>他にご意見ご質問はありませんか。 (意見、質問なし) それでは、ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。2件別々にお諮りします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>案件1については許可相当の意見を付して県知事に申請書を送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) 案件1は、許可相当として県知事に送付することに決定いたします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>案件2につきましては、第一種農地の転用であり、資金証明が添付されておきませんので、県農業委員会ネットワーク機構に意見を諮問した後に、不許可相当、ただし資金証明が添付されれば許可相当と、但し書きを付けた上で不許可の意見を付して県知事に申請書を送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(異議なし) 案件2は県農業委員会ネットワーク機構に意見を諮問した後に、不許可相当、ただし資金証明が添付されれば許可相当と、但し書きを付けた上で不許可の意見を付して県知事に申請書を送付することに決定いたします。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>ちょっと参考にお聞きしたいのですが、こういう場合、農業委員会から県に書類を送るけれども、整ってない書類は県に提出しますか、それとも農業委員会に提出しますか。</p>
<p>議長</p>	<p>それは知事にでしょう。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>申請者が県に持っていくわけですか。</p>
<p>竹内主任</p>	<p>申請者ではなく、農業委員会から県に回す、進達と言いますが、そういう形です。</p>

加藤委員 竹内主任	でも、申請書はもう県に送りますよね。足りない分の書類はどうなりますか。 後から追加で添付される書類の場合ですか。その場合も、農業委員会でも控えをもらって保管しておく必要がありますので、委員会に書類を提出していただいてコピーを取った上で、県に送るようになります。
加藤委員 議 長	ありがとうございました。 続きまして、第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件」議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
竹内主任	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく、耕作のための農地の権利の設定につきまして、今月は全体で17件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、利用権の新規設定が9件、更新設定が8件となっています。</p> <p>10ページをご覧ください。利用権設定についての総括表を掲載しております。</p> <p>1が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者が17人で延べ17人、利用権の設定を受ける者が16人で延べ17人となっています。</p> <p>土地の内訳は、田が51筆、29,577㎡、畑が3筆、3,925㎡です。また、設定の内訳を見ますと更新設定が22筆、9,120㎡、新規設定が32筆、24,382㎡となっています。</p> <p>以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。</p> <p>それでは、利用権設定につきまして、新規案件のみご説明してまいります。</p> <p>議案書は11ページをご覧ください。案件2は、針木西、畑、1,785㎡を、平成30年3月1日から平成35年2月28日までの5年間貸すという、賃借権の新規設定です。なお、申請地は未相続地であるため、相続持分の1/2を超える相続権者の同意があることを事務局で確認済です。</p> <p>次に議案書は12ページにまたがりまして、案件3は、屋頭、田、267㎡、外5筆、合計1,464㎡を、平成30年3月1日から平成35年2月28日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。</p> <p>案件4は、布師田、田、1,006㎡を、平成30年3月1日から平成35年2月28日までの5年間貸すという、賃借権の新規設定です。</p> <p>案件6は、布師田、田、1,130㎡、外2筆、合計2,815㎡について、平成30年3月1日から平成35年1月31日までの4年11ヶ月間貸すという賃借権の新規設定です。</p> <p>次に、議案書は13ページから14ページにまたがりまして案件9は、大津乙、田、925㎡、外4筆、合計3,062㎡について、平成30年3月1日から平成35年2月28日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。</p> <p>続きまして14ページから15ページにまたがりまして案件11は、第1号議案、農地法</p>

第3条の規定による許可申請の件で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

続きまして17ページの案件14は、高知県農業公社が中間管理権の設定により土地を借り受ける内容の案件です。

春野町弘岡下、田、224㎡、外2筆、合計1,277㎡を、平成30年3月1日から平成33年2月28日までの3年間貸すという、賃借権の新規設定です。

なお、本件の最終借受人は、現地で野菜を栽培する予定であるとのこと。

続きまして案件16と17は、賃借人が同一に関連案件のため、まとめて説明させていただきます。

案件16は、春野町東諸木、田、1,853㎡を、案件17は、春野町東諸木、田、4,546㎡を、それぞれ平成30年3月1日から平成33年2月28日までの3年間貸すという、賃借権の新規設定です。

以上、全ての案件につきまして、計画の内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

すべての案件について、妥当なものと決定されますと、平成30年3月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議 長

第3号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第1から第4事前審査会です。まず、第1事前審査会の西野副委員長から報告をお願いいたします。

西野委員

報告します。案件1から案件2については妥当と認めました。

議 長

次に、第2事前審査会の山崎委員長から報告をお願いいたします。

山崎委員

案件3については妥当と認めました。以上です。

議 長

次に、第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件4から案件9について妥当と認めました。

議 長

最後に、第4事前審査会の川澤委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員

案件10から案件17について妥当と認めました。以上です。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見、質問なし)

議 長

ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

案件1から案件17につきましては、妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。

委員 議長	(異議なし) 案件1から案件17につきましては、妥当なものと決定いたします。
竹内主任	続きまして、第4号議案「農用地利用集積計画変更の件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
竹内主任	今月は1件の変更申請が出されております。議案書は19ページをお開きください。
竹内主任	案件1は、平成29年3月の第722回農地部会でご審議いただき、平成29年4月1日付で公告されました利用権設定の計画につきまして、終期、つまり貸借の終わりの日を平成32年3月31日としておりましたところを、平成32年12月31日に変更したいという内容となっております。
竹内主任	実は、当初の利用権設定申請の際に、申請者当人は終わりの日を12月31日と記載していたところ、事務局の手違いにより、3月31日を終期として手続きが進んでしまったものです。
竹内主任	公告の際などに申請者にも公告内容の通知は行っておりましたが、申請者も内容が変わっていることに当時は気がついていなかったところ、改めて書類を見直した際に気が付き、内容を修正変更したいというお申し出をいただいたものです。
竹内主任	平成32年3月末を待って、改めて年末を終期にした申請をしておしってもらうことも検討いたしました。当初の申請当時に私どもの手違いがあったこともありますので、ご本人の希望通り計画の変更という形で、改めて申請をしていただき、議案に上げさせていただきます。
竹内主任	なお、利用権の内容変更につきましては、法律上、公告等の手続きが定められていないことから、本日の農地総会で変更が承認されますと、そのまま同日付で計画が変更されます。
竹内主任	以上で第4号議案の説明を終わります。
議長	第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第3事前審査会です。第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件1については、変更を承認することとしました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
議長	第4号議案につきましては、変更を承認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 議長	<p>(異議なし)</p> <p>第4号議案につきましては、変更を承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、第5号議案 非農地証明願の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
竹内主任	<p>今月は2件の証明願いが出され、いずれも事務局長専決処理により、証明を交付しております。</p> <p>議案書は21ページをご覧ください。それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。</p> <p>地区の内訳は、朝倉が1件、22ページにまたがって高須が1件でございます。すべて農業委員及び地区の農地利用最適化推進委員の確認を得て、証明書を交付しております。</p> <p>なお、1,000㎡を超える案件については、事務局でも確認しております。追認をお願いします。</p> <p>以上で、第5号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>第5号議案につきましては追認することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>第5号議案につきましては、追認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案外報告を一括してお願いいたします。</p>
竹内主任	<p>議案外報告、①農地法第3条の3第1項の規定による届出の件です。議案書は24ページをお開きください。</p> <p>今月は8件の届出があり、全ての案件につきまして、地区の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決処理により受理しております。</p> <p>地区の内訳は、25ページにまたがって朝倉が2件、秦が1件、一宮が2件、26ページから27ページにまたがって布師田が1件、28ページにまたがって大津が1件、春野が1件です。</p> <p>次に②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件でございます。議案書は30ページをお開きください。</p> <p>今月は、4件の届出が出されております。なお、全ての案件につきまして、地区の農地利用最適化推進委員の確認を得て、事務局長専決処理により受理しております。</p> <p>地区の内訳は、初月が1件、中央が1件、29ページにまたがって長浜が2件です。</p>

議 長	次に③農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件です。議案書は 33 ページをお開きください。
委 員	今月は 5 件の通知が出されており、地区の内訳は、36 ページにまたがって五台山が 2 件、37 ページにまたがって春野が 3 件となっております。
議 長	全ての案件につきまして、地区の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。
	以上で、議案外報告を終わります。
	議案外の報告が終わりました。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問がないようですので、議案外報告を終わります。
事務局報告	
榮枝管理主幹	(農用地利用配分計画の許可について資料に基づき説明)
岩崎次長	(平成 29 年度今後のスケジュール(案)について資料に基づき説明)
長澤主任	(平成 29 年度農作業別標準賃金表について完成と配布の報告)
次回農地総会	
議 長	次回の農地総会は 3 月 5 日 (月) を予定しております。
閉 会	
議 長	以上で第 7 回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後 4 時 30 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成 30 年 8 月 6 日

議 長

高橋政継

議事録署名委員

大野 哲

議事録署名委員

中野正根

議事録作成者

竹内 啓朗